

岩手県告示第302号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第628号）で公示した公共測量を終了した旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

平成29年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田市地内
- 2 実施した期間 平成28年7月4日から平成29年3月3日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（デジタル空中写真測量・写真地図作成）